

令和7年2月26日

草津市議会議長 西村隆行様

草政会 瀬川 裕海

視察研修報告書

草津市議会 草政会 令和6年度政務活動費による調査・研修を行いましたので、下記の通り報告いたします。

記

1 期 間

令和7年1月23日(木)～令和7年1月24日(金)

2 視察先・調査・研修内容

(1) 令和7年1月23日(木) 13時30分～15時00分

千葉県市川市

「チャレンジオフィス いちかわ」の取り組みについて

(2) 令和7年1月24日(金) 10時00分～11時30分

衆議院第一議員会館 第8会議室

①農地転用の規制について

(農業振興地域制度ならびに農地転用許可制度について)

講師：農林水産省農村振興局農村計画課 松浦 宏聡 課長補佐
坂上亜矢子 係長

②地域未来投資促進法の概要と今後の展望について

講師：経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課
西尾 翔貴 課長補佐

3 参加者

瀬川 裕海 ・ 遠藤 覚 ・ 田中 香治 ・ 西田 剛

4 報告書・資料は別紙のとおり

行政視察報告書

草政会 遠藤 寛

- 1 日 時 : 令和7年1月23日(木) 13時30分～15時00分
- 2 場 所 : 千葉県市川市役所 市川市八幡 1-1-1
- 3 対応者 : 市川市議会 事務局 次長 町田茂幸様
議事課 主幹 渡辺孝文様
議事課 主任 荒木智貴様
市川市総務部人事課 課長 吉成悟様
人事課 主査 秋場美奈様
人事課 チャレンジドオフィスいちかわ 所長 佐々木敏樹様

4 視察項目

「チャレンジドオフィス いちかわ」の取り組みについて

5 視察目的

市川市では、市組織としての障害者雇用の手法として、障害のある方を市役所内で雇用し、将来的に民間企業等での就労を目指して働いてもらうためのステップアップの場(チャレンジドオフィス いちかわ)を設置し、就労支援を実施されており、一般就労へ就労実績を有しておられるとのこと。本市においても、障害者雇用を行っているが、雇用者の一部が会計年度任用職員として有期限の雇用となっている。雇用期間満了後を見越した、障害者に対する就労支援の必要と考える。市川市での取り組みに学び、草津市においても新しい障害者雇用の形態の在り方について考える。

6 視察内容

(1)「チャレンジドオフィス」とは

障がいを持つ人が就労スキルを向上させ一般企業への就職を目指すための支援制度。地方自治体や行政機関が会計年度任用職員として障がいを持つ人を雇用し、日々の業務を通じてスキルを磨き一般企業への就職を目指すことを目的とする働き方の一つである。

(2)「チャレンジドオフィスいちかわ」での取り組み

- ①就労場所 市役所第1庁舎 第2庁舎(教育委員会) 市川市立須和田の丘支援学校
- ②勤 務 日 月曜から金曜日
- ③任用期間 会計年度任用職員として採用 更新は最長3年
- ④給 与 時給1,076円(最低賃金)
- ⑤職員配置

	第1庁舎	第2庁舎	支援学校
※定員	8名	4名	1名
※現スタッフ数	4名	3名	1名
所長	1名	1名	—
就労指導員	3名	1名	1名

※は障害者

所長は再任用 就労指導員は会計年度任用職員

- ⑥業務内容 庁内から依頼のあった業務。具体的には文書の封入れ・宛名貼り・配布物の準備等の軽作業が中心。
- ⑦支援体制 チャレンジドオフィスの所長及び就労指導員は、⑥の業務を通じて就労に向けた支援を実施、企業同行や面接訓練など専門的な就労支援は「市川市障がい者就労支援センターアクセス」（NP0 法人に市が委託）が行っている。
- ⑧就労実績 平成 23 年～視察時点（令和 7 年 1 月 23 日）で就職率 65% 40 人が支援を受け 26 人が就職。就職先は食品会社・航空会社等多岐にわたる。就職がかなわなかった障がい者には就労移行支援事業所に進み、改めて就職を目指す人もいる。



7 視察研修を終えて（所感）

現在、草津市においても障害者雇用を行っており、令和 6 年 11 月 1 日現在、法定雇用率は達成している。障害者のうち会計年度任用職員として任用されている方が多くおられるのが現状であるが、任用期間終了後の生活形成に対する支援が行われているとは言えない。

そのために、就労期間中にも、次の就労等を見越しての支援の必要性があると考え。市川市や主に千葉県及び千葉県内の自治体の多くで取り組まれている「チャレンジドオフィス」を参考に、また、他の手法を取り入れ、障害者の退職後を見越した継続した支援の在り方は構築すべきである。

【令和6年度】障害者である職員の任免に関する状況

更新日：2024年11月20日 [X](#) [ポスト](#)

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定に基づき、厚生労働大臣に通報した令和6年6月1日現在の障害者である職員の任免に関する状況は以下のとおりです。

（草津市）障害者である職員の任免に関する状況

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数a（人）	障害者の数b（人）	実雇用率c（%） $b/a \times 100$	法定雇用率d（%）	不足数e（人）
6月1日現在	1,581	38.0	2.40	2.80	6.0
11月1日現在 （参考）	1,597	46.0	2.88	2.80	0.0

会派視察研修報告書

報告者：草津市市議会

草政会：田中 香治

1. 会派視察研修の概要

(1) 日時

令和7年1月24日（金）10：00～11：30

(2) 訪問先

農林水産省 農林水産省農村振興局農村計画課 松浦宏聡課長補佐 坂上亜矢子 係長
経済産業省 経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課 西尾翔貴 課長補佐

2. 参加者

武村 展英 代議士 西田 剛、瀬川 裕海、遠藤 覚、 田中 香治

太田一郎 草津市環境経済部専門理事 一浦辰己 草津市都市計画部長

3. 研修内容

テーマ①

*農地転用の規制について

農業振興地域制度の概要

1. 制度の目的

自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。

2. 制度の仕組み

(1) 農林水産大臣は、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて農用地等の確保等に関する基本指針を策定する。

(2) 都道府県知事は、農林水産大臣と協議し、基本指針に基づき農業振興地域整備基本方針を定め、これに基づき、都道府県知事は、農業振興地域を指定する。

(3) 指定を受けた市町村は、知事と協議し、農業振興地域整備計画を定める。

農業振興地域整備計画で定める事項等

- ア 農用地利用計画
- イ 農業生産基盤の整備開発計画
- ウ 農用地等の保全計画
- エ 規模拡大農用地等の効率的利用の促進計画
- オ 農業近代化施設の整備計画
- カ 農業を担うべき者の育成確保のための施設の整備計画
- キ 農業従事者の安定的な就業の促進計画
- ク 生活環境施設の整備計画
- ケ 必要に応じ、イ～クにあわせて森林整備その他林業の振興との関連に関する事項

(4) 農用地利用計画は、農用地等として利用すべき土地の区域（農用地区域）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分を定める。

農用地区域に含める土地

- ア 集団的農用地（10ha 以上）
- イ 農業生産基盤整備事業の対象地
- ウ 土地改良施設用地
- エ 農業用施設用地（2ha 以上又はア、イに隣接するもの）
- オ その他農業振興を図るため必要な土地

(5) 国の直轄、補助事業及び融資事業による農業生産基盤整備事業等については、原則として農用地区域を対象として行われる。

(6) 農用地区域内の土地については、その保全と有効利用を図るため、農地転用の制限、開発行為の制限等の措置がとられる。

(7) 農用地等の確保等に関する基本指針及び農業振興地域整備基本方針に確保すべき農用地等の面積の目標を定め、農林水産大臣 は、毎年、都道府県の目標の達成状況を公表する。

1. 農業振興地域内の農地転用

(1) 農用地区域内の農地の転用については、農用地利用計画において指定された用途に供する場合以外認められない。なお、農用地利用計画の変更（農用地区域からの当該農地の除外）が必要と認められる場合は、農用地利用計画の変更をした上で農地法による転用許可を得る必要がある。

(2) 農用地区域以外の農業振興地域（白地地域）における農地の転用については、本法による開発規制は行われないが、農地法による転用許可が必要になる。

4. 農用地区域に含まれない土地等

(1) 土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域内の土地、優良田園住宅建設計画に従い優良田園住宅の用に供される土地、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律等のいわゆる地域整備法の定める計画の用途に供される土地、公益性が特に高いと認められる事業の用に供される土地は、農用地区域に含まれない土地となる。

(2) (1) 以外で、除外の必要が生じた場合は、次の要件をすべて満たすもの

ア 農用地区域以外に代替すべき土地がないこと

イ 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと

ウ 除外により、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと

エ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと

オ 除外により農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと

カ 農業基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること

(3) 農用地等を農用地区域から除外する場合は、農用地利用計画の変更手続きが必要となる。

農用地区域の変更を内容とする農用地利用計画の決定に当たっては、関係権利者の意向を反映させるため、農用地利用計画案を公告し、おおむね30日間縦覧するとともに、15日間の異議申出の期間を設けている。また、農地転用を伴う場合は、農地転用許可処分との整合を保つため、事前に転用許可権者との調整を図ることとされている。

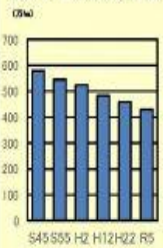
農業振興地域制度の概要 — 農振法(昭和44年制定) —

目的: 農業を振興すべき地域の指定と当該地域の農業的整備のための施策の計画的推進を図り、農業の健全な発展と国土資源の合理的利用に寄与する。

課題

日本の農地面積は、宅地等への転用や耕作放棄等により年々減少。食料供給力の低下が懸念。

農地面積の推移



農地は農業生産の最も基礎的な資源。

優良農地を良好な状態で確保することが重要。



農業振興地域

都道府県が農業振興を図るべき地域として指定した地域
(市町村が農振整備計画を作成)

農用地区域

市町村がおおむね10年を見通して農用地として利用すべき土地として設定した区域 [転用原則禁止]

設定要件

- 次の土地については農用地区域に設定
 - ア 集団的農用地(10ha以上)
 - イ 農業生産基盤整備事業の対象地
 - ウ 農道、用排水路等の土地改良施設用地
 - エ 農業用施設用地(2ha以上又はア、イに隣接するもの)
 - オ その他農業振興を図るために必要な土地

除外要件

- ～農地転用のための農用地区域からの除外～
- 道路等や地域の農業振興に関する市町村の計画に基づく施設等の公益性が特に高いと認められる事業の用に供する土地
 - 上記以外の場合は、次の要件を満たす場合に限り除外が可能
 - ア 農用地以外の土地とすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
 - イ 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと
 - ウ 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
 - エ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
 - オ 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと
 - カ 農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること

計画達成措置

- 生産基盤整備等農業施策の集中的実施
- 農地集団化等の交換分合
- 施設の適切配置等の協定
- 開発行為規制
- 税制優遇措置等

○ 農地法による転用許可制度

- ・ 農業生産に支障の少ない農地から順次転用されるよう誘導
- ・ 転用目的実現性を審査し、投機的な農地取得を防止

効果

優良農地の確保・農業の振興

国
農用地等の確保等に関する基本指針
(面積目標等)

協議

都道府県
農業振興地域整備基本方針
(面積目標等)
農業振興地域の指定・変更

協議

市町村
農業振興地域整備計画
○ 農用地利用計画
農用地区域の設定・変更
○ 農業振興のマスタープラン

公告縦覧
意見提出
異議申出

権利者・地域住民

テーマ②

＊地域未来投資促進法の概要と今後の展望について

1. 地域未来投資促進法について

地域未来投資促進法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域経済を牽引する事業（地域経済牽引事業）を促進することを目的。

制度の概要

- ・対象地域：都道府県が定める基本計画に基づき、市町村が地域未来投資促進区域を指定。
- ・対象事業：地域経済牽引事業として、以下の要件を満たす事業が対象。

＊地域の特性を生かした事業であること

＊高い付加価値を創出する事業であること

＊地域経済に波及効果をもたらす事業であること

・支援措置：

＊税制優遇（法人税、固定資産税など）

＊金融支援（地方創生交付金など）

＊規制緩和（農地転用、開発許可など）

活用にあたっての注意点

- ・地域未来投資促進区域の指定：草津市の農地が地域未来投資促進区域に指定される必要があります。滋賀県の基本計画との整合性や、地域住民の理解を得る必要がある。
- ・事業計画の策定：地域経済牽引事業として認定されるためには、事業計画を策定し、都道府県の承認を得る必要がある。
- ・青地農地の転用：青地農地は原則として農地転用が認められていません。地域未来投資促進法を活用しても、転用にはハードルが高い場合がある。

2. 農村産業法について

農村産業法は、農村地域への産業の導入を促進し、農業者の所得向上や雇用機会の拡大を図ることを目的としている。

制度の概要

- ・対象地域：市町村が定める基本計画に基づき、農村産業導入区域を指定。

・対象事業：農村地域への産業の導入を促進する事業が対象。

・支援措置：

税制優遇（所得税など）

金融支援（制度資金など）

農地転用の特例

活用にあたっての注意点

・農村産業導入区域の指定：草津市の農地が農村産業導入区域に指定される必要がある。市町村の基本計画との整合性や、地域住民の理解を得る必要がある。

・事業計画の策定：税制優遇や金融支援を受けるためには、事業計画を策定し、都道府県の承認を得る必要がある。

・青地農地の転用：農村産業法を活用しても、青地農地の転用にはハードルが高い場合がある。

＊農村産業法とは

同法の政令により、農村地域から除外される地域の要件がある。草津市は下記の③に該当するため

同法の活用を行うことができない。

①三大都市圏の市町村

②人口20万人以上の市

③人口10万人以上で人口増加率が全国平均より高い市（全国で6市のみ）

研修を終えて（所感）

現状、草津市は県内外から企業の立地ニーズがあるが、特に大規模な産業用地が少なく企業ニーズに答えられていない。そこで、農業振興地域の農業地区地域外の農地（白地）は一定の要件を整えば開発可能となるため年々減少しており、農業振興地域の農用地区域内の農地（青地）に企業が立地を求めているとすると、今回学んだ地域未来投資促進法の活用が一つの手法となることがわかりました。現在、草津市では産業用地創出可能性調査業務が行われているが、今後この手法を含め、他市の事例を研究し、また、滋賀県などの関係機関とも協議を進め、草津市にあった手法を見極める必要があると考えます。